

令和2年 八潮市農業委員会6月総会 議事録

1 開催日 令和2年6月25日(木)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 八潮市議会委員会室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸

10番 星野 仁

4番 豊田 幸司

11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子

12番 小倉 雅樹

6番 横山 正和

13番 飯山 敏行

7番 渋谷 稔

14番 新井 孝美

8番 荻野 恭子

15番 白倉 正浩

9番 齋藤 富子

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

議案第8号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付の承認の件

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会6月総会を開催させていただきますが、開会に先立ちまして、本来4月にさせていただくのですが、コロナウイルス感染の影響もありまして職員紹介ができていなかったもので、本日開会前に、異動してきた職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

今回、4月に異動してまいりました能島です。

○能島事務局員 今年度より資料館のほうから都市農業課に異動となりました能島竜輝と申します。皆様よろしく申し上げます。

○事務局長 あと五十嵐ですが、事務室に一人のため席を外せないのので、五十嵐についてはまた改めて紹介させていただきます。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

それでは、6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は全員15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の総会におきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急非常事態宣言が解除となったこと等、また、今回比較的広い会場を確保できたことから、全委員に参加していただくことといたしました。引き続き会議時間が長くないよう配慮していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、出席ありがとうございます。

久々の全員出席の総会ということで大変うれしく思います。しかしながら、昨日東京では55人の感染者が出たということで、まだまだ感染防止対策は続く状況ではないかと思っております。

そんな中、八潮市内のイベントもほぼ中止となり、5月の枝豆ヌーヴォー、6月の枝豆大感謝祭が中止となっております。そのかわり5月30日と6月13日にJAさいかつ八潮八條

支店の駐車場で、皆さん御存知かと思いますが、ドライブスルーという形で枝豆や野菜を販売しました。5月30日は開始30分で完売したそうです。また、6月13日はあいにくの雨となり、雨の中かっぱを着ての販売となり、大変苦勞したそうです。関係している委員さんは大変ご苦勞さまでした。また、7月の夜市も中止が決定しているそうです。

それから、先日23日に市民まつり実行委員会の役員会に出席いたしまして、協議した結果、やはり残念ながら中止が決定しまして、関係する団体には数日中に中止の連絡がいくことになっております。本日、私の家には郵送できました。

また、このメンバーでの農業委員会も残り少なくなってまいりましたが、本日も最後までご協力よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

ここで、本日の傍聴者について報告させていただきます。出席の方がおりませんということでご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げておっしゃっていただければと思います。

- | | |
|--------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 6月総会次第 | A 4横 |
| ②特定農地貸付の承認申請書（写し） | （資料 - 1） |
| ③四市町の農業予算の概要について | （資料 - 2） |
| ④都市農業経営者の実態調査の結果の送付について | （資料 - 3） |
| ⑤次期農業委員会委員選出者一覧表 | （資料 - 4） |
| ⑥新型コロナウイルス感染症に対する支援策について | （資料 - 5） |

以上6点でございますが、資料の漏れ等あるでしょうか。

ないようでしたら、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に入る前に、私のほうで資料の2、3、4についてご説明だけさせていただきます。

まず、資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、四市町農業予算概要についてですが、毎年5月に四市町農政研究会ということで、大塚会長を初め私事務局長も参加した中でそれぞれ意見交換会が行われるというのがあります。そのときに各市町の予算の主な資料を基に、各市の取組などを報告しているところですが、今回、開催が中止になりましたことから、このような資料を後で送っていただいたので、参考にご覧いただければと思います。

続いて、資料3につきましてご説明をさせていただきますが、1ページに背景・目的ということで書いてございます。都市農業をめぐるっては、環境保全や都市住民への農業体験の場

の提供、また、災害時のオープンスペースの確保など都市農地の有する多様な機能が評価され、都市住民からも都市農地の保全を求める声が増えています。これらを受けまして、平成27年4月には都市農業振興基本法が制定されました。また、それ以外にも、生産緑地制度の継続等、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定など、様々な法整備等が行われました。一方で、農業従事者の高齢化が進む中で担い手不足等生産活動の悪化など課題が多く、都市農業を支援するための新たな施策の検討が求められています。

そのようなこともございまして、都市農地ということで、市街化区域に農地をお持ちの農家の方々にアンケート調査として、今年の1月に依頼がありました。当委員会におきましても、市街化区域の農地を耕作されている委員9名の方にアンケート調査をお願いし、回答いただいた調査結果がこの資料となります。

(2) 調査内容は『農業生産の状況について』とか、『都市農業経営の課題について』、『今後の都市農業の経営について』、また、『都市農地の保全に関する意見・要望について』ということでそれぞれ設問がありまして、それぞれに回答いただいたものでございます。

(3) 調査方法は、配布数、また回収期間、回答数が載っております。こちらは、市にきたのは1月8日付で、1月31日までの回答ということで、アンケートに協力していただいた委員の皆様には本当にありがとうございました。

2ページ以降、都市農業に関する課題、また、耕作面積だとか、それぞれ見ていただいたとおりです。

9ページなどには、例えば年間平均売買金額だとか、売買金額の平均は480万円とか、また、13ページのほうでは、所得における農業所得の割合だとか、関東圏とか、そういった割合だとか、次のページにも農産物の出荷先とか、それぞれいろいろな形でアンケートの結果が出ておりますので、皆様のほうには何かと参考になるかと思っておりますので、今後の農業経営に活用していただくことと併せて、また皆さん農家の方々にもいろいろ助言をしていただければありがたいなと思っております。

資料3についての説明は以上でございます。

最後、資料4、こちらは八潮市農業委員会委員任命者一覧表です。以前にも報告させていただきましたが、今年6月の議会で、18日に議決いただいた中でそれぞれ1番から15番の委員の皆様、委員候補の皆様の人事案件の採決が行われまして、皆様可決ということで承認をいただいたところでございます。また、このお名前が並んでいる方々には既にご案内通知を送らせていただいておりますことを、報告させていただきます。

私のほうから、説明、また報告につきましては以上でございます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思っております。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総

会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、どうぞよろしく願いします。
以上でございます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、8番、荻野恭子委員、9番、齋藤富子委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第7号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、2件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第7号ということで今回2件ございますが、これは2件とも相続税の納税猶予の適用を受けた土地が、適用期限の20年が間もなく切れるということで、その前に税務署より農地の利用状況確認ということで依頼がきたものであります。

それでは、議案第7号の説明をまいります。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について。

○議長 続きまして、同議案番号2につきまして地区担当、6番の横山正和委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○6番（横山正和委員） 6番の横山です。

現在は9番から11番のところで枝豆等を栽培しております、ほかの畑は今は作っていません。冬になると白菜だの、ブロッコリーだの、そういうものを作ったりしますので、今空かしている感じです。

面積が変わっているというのですけれども、番号の②、③のところがちょっと斜めになっていますけれども、これは〇〇〇ができて少し買収されたのだと思います。それから、あと⑧のところもこれも〇〇〇の予定地になっています。今は仮工事みたいなのがされていて、⑧のところは入っていけない状態になっています。だけれども、農家は1人ですけれども、ちゃんとやっておりますので。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局と横山委員の説明に何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、この番号2の相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件についての採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第8号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第8号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定に基づく特定農地貸付の承認の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

議案第8号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件ということですが、こちらは近年なかった案件なのでどういうものかというのを説明させていただきたいと思います。

簡単にいいますと、申請者が市民農園を開設するに当たりまして、農業委員会に承認を求めたものとなるものですが、資料1をご覧ください。こちらは議案第8号の説明資料になります。

まず最初のページで、農地所有者が市民農園を開設する場合、まず、方法は二通りあります。市民農園整備促進法によるものと特定農地貸付法、これは今言った特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律を短く、略して表現したものであります。そのほかに農園利用方式、この3つになります。少し細かく言うと、平成30年につくられた都市農地の貸借の円滑化に関する法律、それによるものもあるのですが、ちょっと長くなりますので、まず3つあると認識してください。

このうち、まず市民農園に休息所やトイレ、駐車場等の施設を整備するかどうか、それで分かれるのですが、そういった施設を整備する場合は市民農園整備促進法に基づいて整備することになります。ほかの特定農地貸付法と農園利用方式でもこういった施設を整備できないことはないのですが、こちらで施設を整備する場合は、別に農地転用の許可を取らないとできないということになります。市民農園整備促進法のほうですと、こちらの手続をすることで農地転用の手続があったものとみなされるということで、通常はこちらの市民農園整備促進法に基づき整備されると思います。市でやっている市民農園も、この市民農園整備促進法に基づくものです。

今回の場合は、そういった施設は整備しない、そういった場合、特定農地貸付法と農園利用方式に分かれるのですが、農園の区画を利用者に貸した場合、こちらが特定農地貸付法になります。

農園利用方式というのは、どこが違うかという、農園利用方式は土地を貸し出すわけではないのですが、作業計画とか、作付計画といったものは農地所有者が行いまして、利用者は入園料を支払って農業を体験する、そういうかたちになります。ですから、農園利用方式の場合だと土地を貸し出すわけではないので、市のほうに申請を出したりとか、そういった手続も要らないということになります。

今回の場合は、区画を貸し出して、利用者に自由に利用してもらおうということで、特定農地貸付法による計画ということになります。

少し下のほうへいきまして、矢印が下にありますが、その特定農地貸付法による市民農園の整備をする場合は、星印の3番のところに書いてありますが、特定農地貸付承認申請書に貸付協定と貸付規程というのを添付して農業委員会に提出して承認を受けることになっております。ということで今回の議題となったものであります。

1枚めくって、裏側をご覧ください。

この特定農地貸付法の概要ですが、利用計画につきましては、①として、1世帯当

たり10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われるものでなければなりません。次に、②として、営利を目的としない農産物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、③として貸付期間が5年を超えないことなどが定められております。

先ほど申請書につける貸付協定、貸付規程というのがあったと思います。真ん中から下に書いてありますけれども、まず、貸付協定というのは、当該農地の適切な利用を確保するための方法等、農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきもので、農地の管理方法とか農業用水の利用調整方法、地域農業との調整方法、貸付協定の実施状況についての報告に関する事項、貸付協定に違反した場合の措置等（都市農地で開設する場合は、開設者が適切に利用していない場合の協定の廃止等を記載）、これは大事なことで、その土地の納税猶予を受けている場合はこの記載がないと認められないということになっておりますので注意が必要です。その貸付協定を市と締結する必要があります。これがまず貸付協定です。

次に、貸付規程といいますのは、開設主体が特定農地貸付けについて、その実施・運営について定めたものです。まず、農地の所在、地番、面積、また、利用者の募集、選考方法、貸付期間とその条件（賃料等）、農地の適切な利用を確保するための方法、こういったものを具体的に定めることが求められております。

次のページからが申請者が今回提出されました貸付承認申請書、めくっていただくと、まず貸付規程が添付されておまして、その後市と締結した貸付協定が添付されている形となっております。先ほど説明しました協定や規程に盛り込まなければいけない部分ですね。このあたり、この中に網羅されていることを確認しているところでございます。

資料のほうで個人情報に係るところ、黒塗りしてありますけれども、こちらは議案のほうに出ています。

それでは、議案に戻らせていただきます。

次第の7ページをご覧ください。

番号1、申請者住所・氏名、〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇、〇〇〇〇、農園の名前を〇〇農園として計画されています。最初、自分の名字をつけようと思ったのですが、ほかに市内に〇〇農園というのがございますので、そのあたりで〇〇農園としたということでございます。土地の所在、〇〇〇丁目〇番〇の一部、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米のうち〇平米、外3筆ございますが、それぞれ敷地の一部を市民農園にするという計画でございます。合計面積4筆〇〇〇平米のうち〇〇平米を使用する計画となっております。区画数は12区画、1区画5メートル×6メートル、30平米で、年間賃料は1区画〇〇〇〇〇円で計画されております。こちらは生産緑地となります。

次に場所の説明をします。8ページをご覧ください。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。ここの道路って非常に交通量が激しいのですよね。その目の前の道路を通るのにもかなり激しくて、もし家庭菜園をやるようであれば、多分路上駐車を中にされる方が多いと思うんですけども、その辺に関しては、こういうところに関しては駐車場とか何か、周りの建物はどうなんですか。

○事務局 駐車場は設置しないということで、添付書類の中に土地の貸付規程というのがあると思うんですけども、これの裏側の申込みの方法のところ、「申込みをすることができる者は徒歩または自転車で〇〇農園に通える者とする」という規程になっております。

○議長 この前の8ページのところの網線のところの前に駐車場とあるのは、これは……

○事務局 これは、申請地とは関係のない既設の駐車場です。

○議長 違うのですね。ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 私から質問、いいですか。

この議案に直接は関係ないのですが、特定農地貸付法は、これは市街化調整区域内でも同様ですか。

○事務局 特定農地貸付法の場合は区域は特に指定されておりませんので、どちらでも開設できます。

○議長 そうですか。

ほかにございませんか。

○事務局 補足ですけども、市民農園整備促進法の場合は市街化区域ならできるんですけども、市街化調整区域の場合は、市民農園区域というのを指定しないとできないことになっています。

○議長 市民農園区域とは。

○事務局 市民農園区域とは市のほうが県と協議して、この区域は市民農園区域と、事前に決めないといけないんです。そのためちょっと手間がかかるかと思います。

○議長 ということは、個人の市民農園という……

○事務局 そうですね、駐車場とか、物置小屋とか施設も含めて整備したいという場合は、まず市のほうに相談して、市民農園区域に指定してもらわないと先へ進めません。

○議長 ほかにございませんか。

それでは、採決してよろしいですか。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第9号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限「（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。）」に該当するため、○番、○○○委員と○番、○○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— 退席 ○番 ○○○委員 ○番 ○○○○委員 ——

○議長 それでは、議案第9号につきまして、3件ございますが、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の10ページをご覧ください。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件になります。

こちらは、○○○の堤外で、○○さんと○○さんが、5年前から利用権設定で土地をお借りしているところなんですけれども、この設定した日から5年が過ぎまして、これを更新する形となります。

では、番号1から説明してまいります。

番号1、借受人住所・氏名、○○○丁目○-○、○○○、貸付人住所・氏名、○○○○○-○、○○○○、土地の所在、○○○字○○○○○-○、地目、畑、地積○○平米、権利の内容、賃借権（設定）5年間、申請事由は、先ほど申しあげましたように利用権設定の継続となります。申出承認の根拠につきまして、○○○さん、認定農業者でございまして、世帯に農業専従者2名となっております。年間農業従事日数は2人とも330日、現に耕作している農用地の面積○○○平米、所有農機具は、耕耘機2台、トラクター2台、トラック1台となっているところでございます。

次に、次第の11ページをご覧ください。

番号2、借受人住所・氏名、○○○○-○、○○○○、貸付人住所・氏名、○○○○○、○○○○、土地の所在、○○○字○○○○○、地目、畑、地積○○平米外2筆で合計○○○平米、権利の内容、同様に賃借権（設定）5年間、申請事由は、利用権設定の継続でございます。申出承認の根拠としまして、○○○○さんも認定農業者で、農業専従者は3名、年間従事日数は1名が330日、2名が300日となっております。現に耕作に供している農用地面積○○○○平米、所有農機具は、耕耘機3台、トラクター1台、トラック2台となっております。

次に、次第の12ページをご覧ください。

番号3です。こちらは、これまでの5年間、実は〇〇〇〇さんが利用権の設定をしていたところですが、〇〇さんはこの場所を退きまして、代わりにこちらの借受人が今回5年間の利用権設定を申し出た形となっております。

借受人住所・氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米外2筆で合計〇〇平米、権利の内容、賃借権（設定）5年間、申請事由は経営規模拡大となります。申出承認の根拠として、同様に認定農業者でございまして、農業専従者2名、年間従事日数が1名が330日、もう1名が250日となっております。現に耕作に供している農用地の面積〇〇〇〇〇〇平米、所有農機具は耕耘機3台、トラック1台となっております。

少し戻ります。11ページ、番号2でちょっと補足をし忘れてしまったんですけれども、貸付人の〇〇〇〇さん、実は前の貸付人は親に当たります〇〇〇〇さんでしたが、昨年亡くなりまして、相続手続き中となっております。今回の利用権設定に関しましては〇〇〇〇さんに任せますということでほかの相続権利者の方から了承を得て、今回申請いただいていることを報告させていただきます。

事務局からは以上となります。

○議長 それでは、同議案3件につきまして、地区担当の3番、恩田政幸委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○3番（恩田政幸委員） 3番、恩田です。

1番、〇〇さんの農地は、小松菜を出荷した後で、今はきれいになっていました。

また、2番の〇〇さんは、半分ジャガイモが植わっています。半分はきれいになってあります。いつでもしつけられる状態であります。

さらに、〇〇さんは、客土をして、客土の後に堆肥を入れています。いい畑になっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と3番、恩田委員より、農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件、3件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

私から、質問、一ついいですか。

参考までなんですけど、11ページの〇〇〇〇さんの家族の年間従事日数、330日が1名、300日が2名とありますが、330日の1名は誰ですか、分かりますか。

○3番（恩田政幸委員） 本人です。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、採決にいきたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手多数 ————

○議長 挙手多数ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、○番、○○委員と○番、○○○○の着席をお願いします。

———— 着席 ○番 ○○○委員、○番 ○○○○委員 ————

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について3件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について10件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしとします。今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。

14ページから17ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 次に、次第7のその他にまいります。

資料5の新型コロナウイルス感染症に対する支援策について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に対する支援策について、いろいろ措置されていまして、こち

らは農水省のホームページに掲載されています。その旨を農業委員さんに周知してくださいという文書がまいりましたので、今回印刷してご用意させていただいたものでございます。

1枚めくっていただきますと、こちらはホームページの参考となるところだけコピーしたものですけれども、最初にこういったページになっております。

上のほうをクリックすると、それぞれ矢印が書いてあるところになりまして、このうち長四角で4つある3つ目の窓、「農林水産省による支援策はこちら」というところをクリックしますと、この矢印のとおり、下のほうの野菜・果樹・茶生産者というところに、これが載っているページ、ここへ飛びまして、ここをクリックして出てくるのが、6分の1から6分の6までの支援策が出てくるという形になっております。

ちょっと戻りますけれども、1枚戻っていただいた、一番最初のところ、1枚めくっていただいたところは、この部分は最初のページと同じなんですけれども、QRコードがありますので、スマートフォンをお持ちの方であれば、簡単に入れますといったものですということです。

活用策が6分の1から6分の6まで、6ページございますけれども、いろいろあります。その中で一番シンプルで使いやすいのは、6分の5の持続化給付金、この間紹介させていただいたものです。もし対象になるような方がいらっしゃったら、積極的に活用されたほうがよろしいかと思います。こちらの申請期間が令和3年1月15日までありますので、この先の状況を見て申請されてもよろしいのかと思います。

この中の6分の2ページをちょっと見ていただきたいと思います。

6分の2のところの一番上のほうに、高収益作物次期作支援交付金というのが、この間国会を通過して、資料のホチキスでとめてある中の6分の2、これはこのところ急に出てきた話で、まだ詳しい説明とか市町村に届いてない段階で、私も今日、予想を含めながら説明させていただきますけれども、ご了承ください。

また資料が飛びますけれども、資料の後ろにあった追加資料を見ていただけますか。右上に追加資料と書いてあります。

こちらの交付金なんですけれども、こちらは市町村から交付するものではなくて、八潮というJAさいかつが事業実施主体となって交付金の申請を受けるものになるということです。

それで支援の対象となる生産者ですけれども、今年の2月から4月の間に野菜等を出荷した実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者が対象となります。

対象品目は、こちらは送られた資料によりますと、市場での売上が前年同月比で2割以上減少、それと令和2年2月以降に実績のある品目、こちらが対象になるんですけれども、これらのうち新型コロナウイルス感染症の影響が、公募ごとに支援対象品目として示したもの

ということになっております。はっきりどれとどれというのが分からないのですけれども、実はこちらの交付金の説明会が明日、県の担当者を対象に開催される予定でして、それが終わった後、早ければ来週くらいに市町村に説明がくるのかなと思います。恐らくそんなに厳しいものではなくて、結構幅広く対象にされるのではないかなと予想されるところです。

また、支援対象者の要件として、収入保険、農業共済等に加入している、また、今加入していなくても、加入の検討をする農業者が要件となっています。こちらは加入することではなくて、加入を検討する農業者が対象になるということです。

そして交付金の基本単価は10アール当たり5万円となっています。

どんな取組をすればいいのかということ、さっき言った2月から4月の間に出荷実績のある方で、ここに2月から4月と書いてありますけれども、5月以降も今後の公募の際、示されるということも書いてあります。

それと対象となる取組例としまして、次期作、これからのことですが、生産・流通コスト削減の取組とか、種苗、肥料、農薬等の資材の購入、土壌改良資材の投入とか、そういうことが対象になるようです。

こちらの追加資料を2ページめくっていただきますと、申請者が記入するシートというのがございます。こちらが交付金を申請する場合の書類の一部となるものです。

こちらを見ますと、この表の中の①から⑧、このうち該当するものを2つ選んで、その中から、右側の欄の、いろいろ書いてあるのですが、1つ実施すれば可能ということです。こちらは親切に、農家を取り組みやすい取組についてはアンダーラインが引いてあります。これを読むと、解釈の仕方によるのですけれども、かなりやさしいというか、広く交付金の対象になるのではないかなと予想されるところです。詳細は明日の都府県の説明会があって、その後市町村とかJAに説明があると思いますけれども、詳細はまだ分からないということで、恐らく今回事業実施主体が農協さんになるということで、そちらから何かしらの通知がいくものと思われれます。

今の段階で説明できることはこの程度なんですけれども、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

今の説明について、何かご質問はございますか。

どうぞ。

○15番(臼倉 正浩委員) 農協が窓口というふうな話があったと思いますけれども、僕がもらった情報だと、埼玉で農協で手を挙げているのはJA〇〇〇〇だけだという話ですけれども。

○事務局長 県のほうの会議がありまして、清水係長が申しましたように、さいかつの場合は

四市町についてはJ Aさいかつさんが事業実施主体になってほしいということで、埼玉県春日部農林から言われて、それでこちらの四市町についてはJ Aが担当するとの話があり、その協議で、この間話をしてきているのですけれども、そういう意味では説明がありましたように、今後農協さんを通して、皆様の負担にならないような形で、先ほどの交付金については話があると聞いております。

○議長 よろしいですか。

○事務局 いずれにしても、コロナ関係の支援策が結構国からどんどん出てきているんですね。この間も2次補正がありましてまた新たなものが出てきていますけれども、市のほうでもいろいろ研究しているのですが、まずは先ほど説明がありましたように、例えば収入が激減しているという方がいらっしゃった場合、一度うちのほうに相談いただければ、県のほうに話をしたりしますので、ぜひお願いします。それと農家の方にも先ほどお話をしたように……
以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

なければ、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、今回は令和2年7月22日、水曜日、会場はこちらと同じ市議会委員会室を確保できましたので、こちらの委員会室で、予定では午後2時からとなっておりますが、議案の関係で時間が変更になることもあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より7月の農業委員会の総会のご案内がございました。

最後になりますが、皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

○事務局長 今回の7月の総会ですが、7月は今現在の委員の最後の総会となります。退任されます皆様にとということでいろいろ準備を考えているところでございますので、その辺ご承知いただければということで、できるだけ7月は皆さん参加していただけるようによろしくお願いいたします。

また、事務局からの連絡ですが、「いまドキッ！埼玉」というテレビ埼玉で放送している番組があります。こちらは土曜日の朝8時半から9時に放送しているものですが、今回、八潮枝豆特集として、先日月曜日に収録がありました。八潮市ふれあい農産物直売所ということで、今回、福岡委員の枝豆農園の取材がありまして、7月11日土曜日に8時半から9時に放送予定と聞いております。福岡委員が出ておられますので、ぜひご覧いただければと思います。

事務局からは以上です。

○議長 他にありませんか。

それでは、以上で議長の席をおろさせていただきたいと思っております。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりよろしく願います。

○会長代理（小早川喜一委員） 皆様には長時間、熱心にご審議いただきありがとうございました。また、何か月ぶりかで委員全員が集まって総会を行うことができました。ありがとうございます。

この度、都市農業課にご協力いただき、市の予算で枝豆のシールを作っていただきました。本来であれば、大々的にデビューさせるつもりだったのでございますが、コロナ禍のこういう影響下ではそれもできずに、でも何とか消費者の皆さんに八潮の枝豆を少しずつアピールはできているのかな、そういうふうに感じているところでございます。

これからもコロナウイルスの第2波、第3波というお話も出ておりますので、皆さん、気を緩めることなく、作業にいそしんでいただければ、また熱中症にご注意いただいてこの夏を乗り切っていただければ幸いです。

以上をもちまして、6月の八潮市農業委員会総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

最後になりますが、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、次回7月総会、例年ですと委員の皆様が退任されるときに懇親会を開催させていただいているところなんです、今回、コロナの感染拡大ということもありましてなかなか懇親会を開くことができないという状況でございますので、会長のほうとも相談させていただきまして、総会の最後に退任されます委員の皆様には記念品贈呈ということでさせていただいて、最後の委員会を運営していきたいと考えておりますので、皆様のご理解をよろしく願います。

それでは、これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時 30分